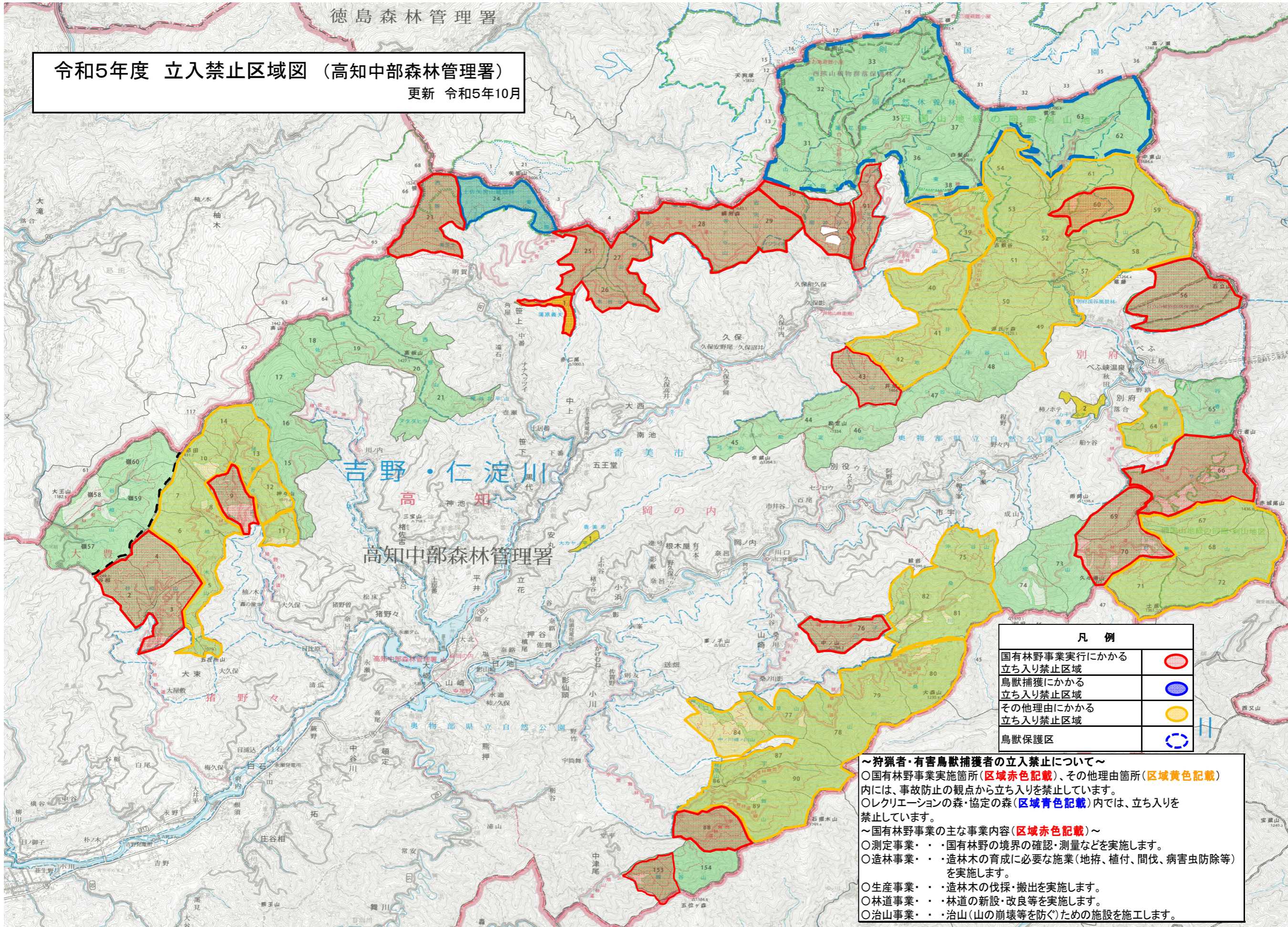


令和5年度 立入禁止区域図 (高知中部森林管理署)  
更新 令和5年10月



凡例	
国有林野事業実行にかかる 立ち入り禁止区域	
鳥獣捕獲にかかる 立ち入り禁止区域	
その他理由にかかる 立ち入り禁止区域	
鳥獣保護区	

～狩猟者・有害鳥獣捕獲者の立入禁止について～  
 ○国有林野事業実施箇所(区域赤色記載)、その他理由箇所(区域黄色記載)内には、事故防止の観点から立ち入りを禁止しています。  
 ○レクリエーションの森・協定の森(区域青色記載)内では、立ち入りを禁止しています。  
 ～国有林野事業の主な事業内容(区域赤色記載)～  
 ○測定事業・・・国有林野の境界の確認・測量などを実施します。  
 ○造林事業・・・造林木の育成に必要な施業(地拵、植付、間伐、病虫害防除等)を実施します。  
 ○生産事業・・・造林木の伐採・搬出を実施します。  
 ○林道事業・・・林道の新設・改良等を実施します。  
 ○治山事業・・・治山(山の崩壊等を防ぐ)ための施設を施工します。